

小学校入学に向けた リーフレット



久慈市教育委員会

小学校入学まで

小学校 Q&A

年中児
10月～

園訪問①

教育委員会や保健師等が、保育園などを訪問し、主に年中児の様子を参観します。

Q 放課後に預けられる所はありますか？

A 放課後児童クラブ、放課後等デイサービスがあります。料金や開設時間など詳細は各施設にお問い合わせください。

年長児
5月～

園訪問②

教育委員会や保健師等が、保育園などを訪問し、主に年長児の様子を参観します。

久慈市 子育て支援情報誌



9月

就学時健康診断のお知らせ

現住所をもとに、日程と会場(入学予定校)のご案内をお送りします。

Q 学区の学校を変更することはできますか？

A 学区の学校に通うことが原則です。ただし、認められる場合もありますので、ご相談ください。

→担当:教育総務課
☎0194-52-2154

10月

就学時健康診断

小学校生活に向けての健康診断や諸検査などを行います。

就学時健康診断後、必要に応じて、保護者の方とよりよい学びの場について相談が行われる場合があります。

Q 経済的な援助の制度はありますか？

A 経済的な理由で就学が困難な家庭に対して、学用品費や医療費の一部を援助する制度があります。

→担当:教育総務課
☎0194-52-2154

1月～

就学通知

住所地(学区)をもとに、入学先となる学校をお知らせします。

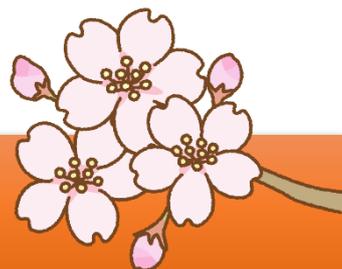
2月

入学説明会

入学予定の学校で、入学式の持ち物や入学後の学校生活についての説明があります。

4月

小学校入学式



小学校の生活紹介(一日の流れ)

登校	7:30~8:10頃
朝学習	読書やドリル学習など
朝の会	健康観察や歌など
1・2時間目	1時間は45分授業
業間休み	20分程度
3・4時間目	授業と授業の間は5分
給食	自分たちで配膳
昼休み	30分程度
掃除	ほうきや雑巾で
5・6時間目	1年生は5時間授業
帰りの会	持ち物や宿題の連絡
下校時刻	1年生は15:00頃 16:00~16:30頃

安心して学べるように

小学校では、園生活とのつながりを意識した学習の進め方を取り入れています(スタートカリキュラム)。

例えば、朝から1時間目の時間を弾力的に使ったり、45分の授業を短く区切ったりします。

ニーズに合わせた多様な「学びの場」

お子さん一人一人に合った支援を提供できるよう、様々な「学びの場」があります。

お子さんや保護者の方の意向や専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえ、就学先を決定します。

なお、就学後も、必要に応じて学びの場を検討します。お気軽に学校へご相談ください。

小学校・中学校

交流

特別支援学校

通常の学級

交流

通級による指導を行う教室
(※1)
言語障がい
難聴
学習障がい

特別支援学級 (※2)

知的障がい
自閉症・情緒障がい
肢体不自由
病弱・身体虚弱
弱視
難聴

障がいの程度が比較的重い児童生徒を対象として専門性の高い教育を行います。

それぞれの障がいや特性に合わせて、きめ細やかな教育を受けることができます。

※1 通常の学級に在籍し、発達の状態に応じた指導を行います。

※2 障がいのある児童生徒一人一人に応じた教育を行います。

園訪問 こんなところも見ています

- 一斉の指示で行動できるかな？
- 簡単なゲームのルールを理解できるかな？
- 順番を守ったり、10以下の数を数えたりできるかな？
- 体操やダンスなど、体の動きはスムーズかな？
- 15分くらい落ち着いて座っていただけるかな？
- 勝ち負けやルールへのこだわりは強いかな？
- みんなと行動できるかな？一人であることが多いかな？



園訪問のあとに・・・

教育委員会の担当者が、保育園、認定こども園、保健師などと連携して、お子さんの小学校での生活や学習について、保護者の方に相談させていただく場合があります。

保護者の方も希望があれば、お子さんの年齢を問わず相談することができます。

年長児 10月から1月にかけて、久慈市教育支援委員会が行われ、お子さん一人一人のよりよい学びの場について話し合われます。

よりよい学びの場について話し合われる際、必要に応じて、検査等を受けていただくこともあります。



身近な相談窓口にお気軽にお電話ください。

(相談内容によっては、担当課をご紹介する場合があります。)

■就学に関すること

久慈市教育委員会事務局 学校教育課
教育支援コーディネーター ☎52-2155
(内線446)

■就学援助や学区外通学に関すること

久慈市教育委員会事務局 教育総務課 ☎52-2154

■子どもの養育や家庭内の相談、保健師への相談など

こども家庭センター(保健師への相談など) ☎66-8288
(子どもの養育や家庭内の相談など) ☎66-8282

■障がい福祉サービス、各種手帳等のことなど

社会福祉課 ☎52-2119

■各保育園・認定こども園

利用申込は、こども家庭センター(52-2169)または各施設へ

